

# 船舶事故調査報告書

平成30年12月5日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成29年12月15日 13時50分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市尾南曾鼻北東方沖の岩場 尾南曾鼻灯台から真方位068° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 5.6′ 東経136° 18.0′）
事故の概要	瀬渡船第三薰丸は、釣り客を岩場から收容しようとした際、釣り客が船首先端部と岩場との間に左脚を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	平成30年1月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 第三薰丸、4.9トン ME3-66009（漁船登録番号）、個人所有 11.30m（Lr）×2.83m×0.78m、FRP ディーゼル機関、254.0kW、昭和62年3月 第243-17106号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月18日 免許証交付日 平成28年10月24日 （平成34年5月29日まで有効） 釣り客A 男性 58歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成29年12月15日06時00分ごろ釣り客Aほか6人の釣り客を尾南曾鼻北東側の、通称、開進堂裏と称する岩場（以下「本件岩場」という。）など、数か所に分散させて瀬渡しした後、收容予定時刻まで本件岩場の沖合で漂泊して待機した。 船長は、13時40分ごろ收容予定時刻となったので、最初に釣り

	<p>客Aを收容しようとして本件岩場に向けて移動を始め、ゆっくりと同岩場に接近し、タイヤが取り付けられた船首先端部が、本件岩場に対してほぼ直角になるように操船し、船首先端部を軽く岩に押し付けた状態で、マイクを使って釣り客Aに乗り移るように指示した。</p> <p>釣り客Aは、左手に約5kgの竿袋を、右手に釣り具などが入った約5kgのカバンを持ち、本件岩場の棚状の場所から本船の船首先端部に乗り移ろうとした。</p> <p>釣り客は、本船に乗り移ろうとしたとき、軽く押されていた船首先端部が、棚状のところから下へ約40cmであったところ、本船が船尾方から波を受けて船尾が持ち上がり、船首先端部が約70cm下まで下がり、岩から離れたので、前のめりに身体のバランスを崩し、両脚を船首先端部に乗せないで同先端部に倒れ込んだ。</p> <p>釣り客Aは、13時50分ごろ持っていた荷物を前部甲板に投げ出し、両脚が船外にあって両手で船首部の甲板の段差部分をつかむ体勢となったとき、受けた波によって船首先端部が持ち上がり、左脚が船首先端部のタイヤと突き出た形状の岩との間に挟まれた。(写真3参照)</p> <p>船長は、すぐに機関を後進にかけ、本船を本件岩場から離して中立運転とし、釣り客Aを船内へ引き揚げて状態を確認したところ、出血はなく、左足の指が普通に動くことを認めたものの、救急車の手配を行い、残りの釣り客6人を收容し、14時30分ごろ三重県尾鷲市尾鷲港の係留地に本船を着けた。</p> <p>釣り客Aは、14時40分ごろ救急車によって病院に搬送され、左大腿四頭筋挫傷等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 事故発生場所、写真2 本船、写真3 事故発生時の釣り客Aの体勢(再現) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件岩場の棚状の場所の上面は、畳2枚ほどの広さで、平坦な部分の多い形状であった。</p> <p>船長は、ふだん釣り客を岩場から收容する際、波の高いときは機関を増速して船首先端部を岩に強く圧着させていたものの、本事故時は、本件岩場に接近するまで波が高くなかったため、船首先端部を軽く岩に押し付けていたと本事故後に思った。</p> <p>釣り客Aは、本事故時、救命胴衣を着用し、靴底にフェルトスパイクと称する滑り止めが付いた長靴(磯靴)を履いていた。</p> <p>釣り客Aは、本件岩場で釣りをした回数は少なかったものの、平成10年ごろから年に約15回、本船を利用して磯釣りをしていた。</p> <p>釣り客Aは、本事故時、よく確認して乗り移れば良かったが、長年の磯釣りの経験から気が緩んでいたと本事故後に思った。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>あり</p>

<p>船体・機関等の関与          気象・海象等の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          あり</p> <p>本船は、本件岩場において、船首先端部を岩に押し付けて釣り客Aを収容する際、船尾方から波を受けて船首先端部が下がって岩から離れ、竿袋等の荷物で両手が塞がった状態で乗り移ろうとしていた釣り客Aが、身体のバランスを崩したことから、同先端部に倒れ込む体勢となり、受けた波に持ち上げられた船首先端部と岩との間に左脚を挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>本船の船首先端部が岩から離れたのは、船長が、本件岩場に接近するまでに波が高くなかったことから、船首先端部を軽く岩に押し付けていたことによるものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、尾南曾鼻北東方沖の岩場において、船首先端部を岩に押し付けて釣り客を収容する際、船尾方から波を受けて船首先端部が下がって岩から離れ、竿袋等の荷物で両手が塞がった状態で乗り移ろうとしていた釣り客Aが、身体のバランスを崩したため、同先端部に倒れ込む体勢となり、受けた波に持ち上げられた船首先端部と岩との間に左脚を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、瀬渡船と岩場間で釣り客を移乗させる際、船首先端部が岩場に安定して圧着されていることを確認し、釣り客に対して両手に荷物を持つことがないように指示を出して移乗させること。</li> <li>・ 釣り客は、安定した体勢を保持できるよう、両手に荷物を持つことなく、状態が安定していることを確認して移乗すること。</li> <li>・ 船長は、釣り客を移乗させる際、周囲の波浪等の状況を十分に確認するとともに、容易に船首先端部が岩から離れないよう、機関を使用して圧着させること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

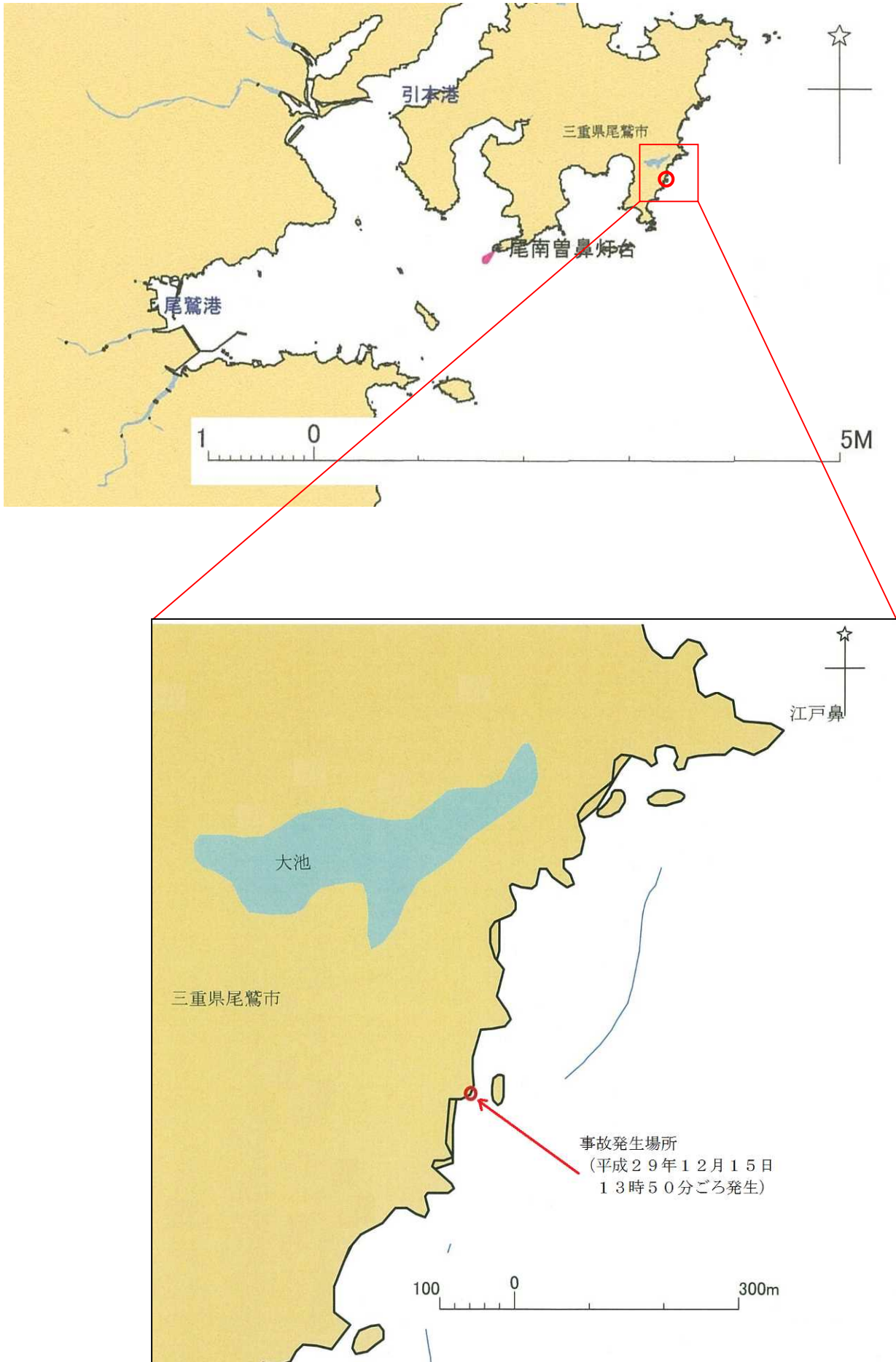
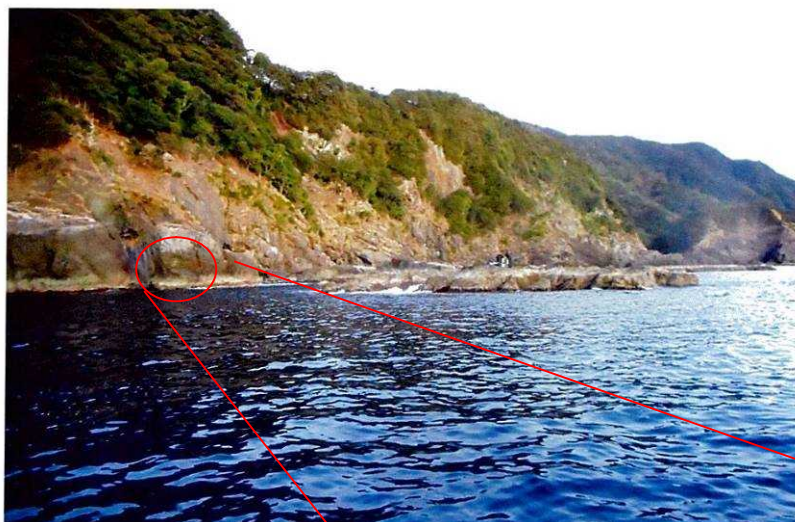
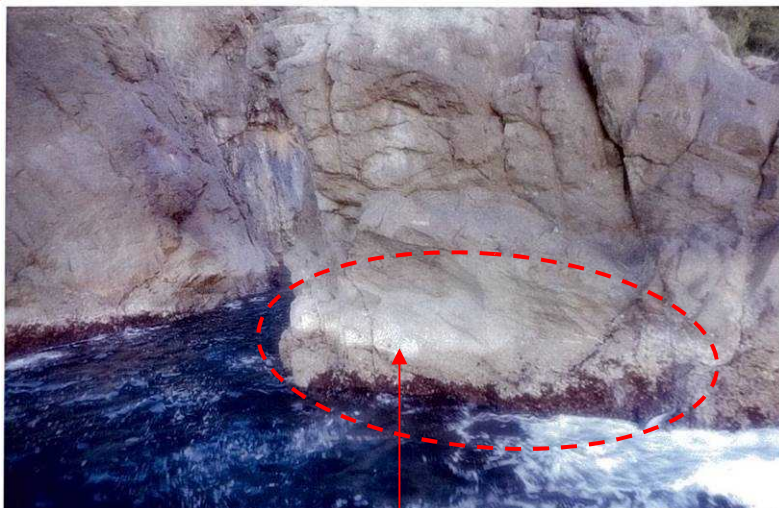


写真1 事故発生場所



通称「開進堂裏」と称する本件岩場



本件岩場の棚状の場所

写真2 本船



写真3 事故発生時の釣り客Aの体勢（再現）

